

がんばる地域プラン事業実施要領

1 目 的

地域における農業の生産額拡大や担い手の育成には、産地育成や優良農地の維持管理など地域の力を結集し、一丸となって取り組んでいくことが必要である。

県は、市町村が地域の農業者等との合意形成を基礎として策定する、農業を活性化することを主眼とした振興計画（以下「プラン」という。）の策定を支援するとともに、プランを認定し、その実現に必要な支援を行うことにより、地域の活性化や雇用の創出を図ることを目的とする。

2 プランの原則

認定するプランは、（１）から（７）をすべて満たすものとする。

（１）プランは地域の農業を活性化することを主眼においたものであり、プランを実行することにより地域農業の振興、地域の活性化にメリットがあること。

（２）プランには以下に関する計画、目標を設定すること。

ア 担い手・新規就農者の確保又は共助体制の構築など地域農業の保全を確保する取組

イ 農地利用の効率化・維持管理

ウ 核となる品目の生産振興

（３）プランに掲げた目標達成に向け、市町村等が主体的に本気で取り組む姿勢を有していること。

（４）プランに掲げた目標が具体的で、かつ、実現可能なこと。

（５）プランの実行においては、関係機関の役割分担が明確であること。

（６）機械の更新等現状維持にとどまるものでないこと。

（７）プラン期間は５年とする。なお、平成２６年度までに認定されたプランについては、認定されている期間とする。

なお、プランの期間中からプラン終了年度の翌年度まで毎年度の目標を設定することとし、助成措置を伴う事業における実施主体が複数となるプランにあっては、プラン全体の目標に加え、事業実施主体毎の目標を設定すること。

3 プランの対象分野

認定するプランは、一定の地域における農業を核とした総合的な取り組みであり、農業分野を対象とし、畜産分野（耕畜連携に関するものを除く）、林業分野（特用林産物を除く）、水産分野は対象としない。

4 プランの策定者

農業を活性化することに主眼をおいたプラン策定により地域振興を図る市町村とする。

5 プラン等の申請手続

プランの認定を受けようとする市町村長は、地域農業振興方向をまとめた基本計画を作成し、審査会において基本計画が採択された後、プランを策定し、同審査会において内容を審査のうえ認定を受けるものとする。

（１）基本計画採択申請の手続等

ア 市町村長は、農林水産部長が別に定める期限までに、基本計画（別記様式２）を作成し、別記様式１を添付して東部農林事務所長（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）（以下「所長」という。）へ提出し、採択の申請をするものとする。

イ 所長は、前項の基本計画の提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。

（２）基本計画の採択

ア 農林水産部長は、審査会を設置するものとする。

イ 審査会において、申請のあった基本計画の採択について決定するものとする。

ウ 農林水産部長は、審査会の決定に基づき基本計画の採択結果を市町村長に通知するものとする。

(3) プラン認定の手續等

ア 基本計画が採択された市町村長は、農林水産部長が別に定める期限までに、地域の農業者や商工業者、有識者などからなるプラン策定検討委員会（以下「策定委員会」という。）を開催のうえプラン（別記様式4）を策定し、別記様式3を添付して所管の所長へ提出し、認定の申請を行うものとする。

イ 所長は、前項のプランの提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。

(4) プランの認定

ア 審査会において2のプランの原則に照らし合わせ、申請のあったプランの認定の適否について決定するものとする。

イ 農林水産部長は、審査会の意見に基づきプランの認定結果を市町村長に通知するものとする。

6 支援体制

東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあつては、東部農林事務所八頭事務所とする。）、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局（日野郡内に係るものの場合にあつては、西部総合事務所日野振興センター日野振興局）は、市町村のプラン策定及び実現に向け必要な助言及び協力を行うものとする。

7 助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、以下について、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 基本計画が採択された市町村が開催する策定委員会などプラン策定に必要な事業に要する経費。

(2) 審査会において認定されたプランにおいて県が支援すべきものと位置付けた事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費。

8 支援事業

支援事業の実施はプラン認定の翌年度からとし、支援事業の対象は、以下のとおりとする。

(1) 国庫補助事業等、他の事業で対応できないもの。

(2) 農業、特用林産物関係の事業とし、畜産関係事業は対象としない。ただし、耕畜連携に関するものは対象とする。

(3) 土地基盤の整備に関する事業は対象としない。

(4) 他補助事業の上乗せ補助は支援対象としない。

9 プラン実施状況の報告

(1) 市町村策定のプランにあつては、市町村長は、プランに掲げた目標に対する達成状況、支援事業により導入した機械等の利用状況等（以下「実施状況」という）を速やかに所管の所長に提出するものとする。

(2) 農業協同組合策定のプランにあつては、組合長は、実施状況を、所管の所長及びプランの受益を受けるすべての市町村長へ提出するものとする。

(3) 所長は、(1)、(2)の実施状況の提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。

(4) (1)、(2)の報告は、別記様式5により、毎年度の実績等を、翌年6月30日までに
行うものとする。

(5) (1)、(2)の報告は、認定を受けたプランの期間終了年度の翌年度分まで行うものとする。ただし、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は、7割以上になるまでとするが、その期間は支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

10 プランの点検、評価

- (1) プランの認定を受けた市町村、農業協同組合はプラン期間中において、毎年プランの実現に向けた取組状況の点検を行い、プランに関係する地域の農業者等と取組状況の共有に努めるものとする。
- (2) 農林水産部長は、認定を受けているプランについて、毎年、審査会の委員等による点検、評価を行うこととする。
- (3) 市町村、農業協同組合は自己点検及び審査会の委員等の点検、評価の結果を参考としてプランの取組改善に努めるものとする。

11 プランの公表

認定されたプランは、速やかにとりネットの農林水産部ホームページに掲載する。

12 プラン変更の承認

- (1) 認定されたプランの内容を変更（支援事業費の増加を伴うものやプランの内容の重要な変更に限る。）しようとするときは、審査会において変更の認定を受けるものとする。
- (2) 5の(3)の規定は(1)の変更認定について準用する。なお、農業協同組合が策定したプランにあっては以下のとおりとする。
 - ① 農業協同組合の代表者（以下「組合長」という。）はあらかじめ当該プランの受益を受けるすべての市町村長へプランを提出し同意を得るものとする。
 - ② 市町村長は、プランの内容を適当と認め、当該プランに同意したときは、その旨を組合長へ通知するものとする。
 - ③ 組合長は、所長へのプランの提出にあたっては②の通知の写しも添付して提出するものとする。

13 その他事業実施上の留意点

- (1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、主な農業機械（トラクター等）の導入に当たっては、農業経営又は基幹的農作業の目標面積が農業機械導入計画書（平成30年5月18日付第201800027136号農林水産部長通知）に定めた利用規模の下限を満たすよう努め、その他の機械等の導入に当たっても過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。
- (2) 事業実施主体は、機械、施設等を整備する場合、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。
- (3) 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- (4) この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。